

<報告事項>

暫定税率設定品目

令和6年12月16日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率設定品目（令和6年4月1日時点）

● 産業政策上の要請から基本税率等を下回る税率を設定している品目を除き、下記の品目については、現在もドーハ・ラウンドの交渉途上にあることから、暫定的な性格を有する暫定税率を設定している。

* 令和6年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申（令和5年12月14日）より抜粋

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会（輸入枠）の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護との調整を図るために、関税割当制度等が設けられている品目（枠内輸入）

ウルグアイ・ラウンド合意実施（1995年）以前に、関税割当制度を導入した品目

ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、麦芽、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰、皮革、革靴	64品目
---	------

ウルグアイ・ラウンド合意実施（1995年）に伴い、関税化前の輸入割当制度等の下で適用されていた税率による市場アクセス機会（輸入枠）を維持又は拡大するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目

関税割当品目 （割当てを受けて輸入されるもの）	脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮ホエイ、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳等）、バター及びバターオイル、調製食用脂、その他の乳製品、豆類、でん粉、落花生、こんにゃく芋、繭・生糸	93品目
国家貿易品目 （政府又はその代行機関により輸入されるもの）	コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等	86品目

国際的に約束した上限の範囲内となるように、関税と調整金等の水準を設定する必要がある品目

砂糖類、国家貿易品目（コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等）の枠外輸入	99品目
--------------------------------------	------

関係国との協議結果を踏まえ、WTO協定税率等を下回る水準の税率を設定する必要がある品目

冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
----------------------	------

産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定する必要がある品目

石油化学製品製造用揮発油・灯油・軽油、バイオE T B E、バイオエタノール（バイオE T B E製造用）、バイオポリエチレン	15品目
---	------

計 411品目